

東京都北区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十四号

東京都北区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区公衆浴場法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「都条例第三条第二項第一号」を「条例第四条第二項第一号」に改める。

第十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第四条第一項第八号の三エただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットルにつき三ミリグラム以上になるように保つこと。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（調節槽を使用するときの措置）

第十二条 条例第四条第八号の四の規定による調節槽内部の清掃は一年に一回以上行い、消毒は一週間に一回以上行うものとする。

別記第五号様式中「~~第2条第2号~~」を「~~第3条第2号~~」に改める。

付 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十五号

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区旅館業法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、及び」を「、」に改める。

第十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第五条第八号オ(4)ただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットルにつき三ミリグラム以上になるように保つこと。

付 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十六号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第二十条・第二十一条）」を

「 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第二十条・第二十一条）」

第四章 雑則（第二十二条）」に改

める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第十五条第四項第一号中「第二十四条第三項」の下に「（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 雑則

（電磁的記録）

第二十二條 條例第五十三條第二項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織（條例第五十三條第二項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項（條例第五十三條第二項に規定する記載事項をいう。以下この項において同じ。）を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用申込者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによ

る文書を作成することができないものでなければならぬ。

3 条例第五十三条第三項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

- 一 第一項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

4 前三項の規定は、条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第一項中「記載事項（条例第五十三条第二項に規定する記載事項をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、前項第一号中「第一項各号」とあるのは「次項において準用する第一項各号」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第六十七号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「勤務証明書（別記第二号様式）」を「区長が別に定める勤務証明書」に改める。

別表第一東京都北区荒川ふじクラブの項、東京都北区豊島育成室の項、東京都北区第一さくらクラブの項、東京都北区第二さくらクラブの項及び東京都北区十条台小クラブの項を削り、同表に次のように加える。

東京都北区王一小クラブ第一	四〇
東京都北区王一小クラブ第二	四〇
東京都北区王一小クラブ第三	四〇
東京都北区十条小クラブ第一	四〇
東京都北区十条小クラブ第二	四〇

別表第二中

東京都北区第三豊島学童クラブ

を

東京都北区第三豊島学童クラブ

東京都北区田端ぽぷらクラブ第一

に、

東京都北区田端ぽぷらクラブ第二

東京都北区田端ぽぷらクラブ第三

東京都北区滝四もみじクラブ第二

を

東京都北区滝四もみじクラブ第二

東京都北区滝野川もみじ元気っ子クラブ第一

東京都北区滝野川もみじ元気っ子クラブ第二

東京都北区滝野川もみじ元気っ子クラブ第三

に、

東京都北区谷端こどもクラブ

東京都北区第一さくらクラブ
東京都北区第二さくらクラブ

東京都北区梅木あおばクラブ第一

東京都北区梅木あおばクラブ第二

次のように加える。

東京都北区王一小クラブ第一

東京都北区王一小クラブ第二

東京都北区王一小クラブ第三

東京都北区十条小クラブ第一

東京都北区十条小クラブ第二

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式 削除

付 則

を

に改め、同表に

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条第一項及び別記第二号様式の改正規定 令和三年十一月一日

二 別表第一東京都北区荒川ふじクラブの項及び東京都北区十条台小クラブの項を削る改正規定、同表に次のように加える改正規定（東京都北区十条小クラブ第一の項及び東京都北区十条小クラブ第二の項に係る部分に限る。）及び別表第二に次のように加える改正規定（東京都北区王一小クラブ第三の項、東京都北区十条小クラブ第一の項及び東京都北区十条小クラブ第二の項に係る部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項第一号に掲げる規定の施行の際、この規則による改正前の東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の規定により調整した用紙で現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができ。

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月十一日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第六十八号

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立体育施設条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立パノラマプール十条台	午前九時から午後九時まで	一 第三月曜日（第三月曜日が国民の祝日に関するときは、その翌日） 二 一月一日から同月四日まで 三 十二月二十八日から同月三十一日まで
------------------	--------------	---

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則を廃止する規則(令和三年十月東京都北区教育委員会規則第十四号)の施行の際、現に同規則による廃止前の東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則(平成三年三月東京都北区教育委員会規則第三号)第七条の規定により受けている登録は、この規則による改正後の東京都北区立体育施設条例施行規則第九条第一項の規定により受けた登録とみなす。